13　競争（第一三章関係）

㈠　各締約国は、反競争的行為を禁止する競争法令を制定し、又は維持し、及び当該競争法令を執行すること等を規定している。

㈡　第一三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第一三・四条（協力）の規定のブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア、ラオス及びミャンマーについての適用について規定している。（附属書一三Ａ～一三Ｄ関係）

14　中小企業（第一四章関係）

中小企業が協定によって創出される機会を利用し、及び当該機会から利益を得るための能力を向上させるに当たっての情報の共有及び協力を促進すること等について規定している。

15　経済協力及び技術協力（第一五章関係）

締約国は、締約国間における開発の格差を縮小し、並びに協定の実施及び利用から得られる相互の利益を最大にすることを目的とし、経済協力及び技術協力に関する活動を検討し、及び実施すること等を規定している。

16　政府調達（第一六章関係）

㈠　各締約国は、政府調達に関し、自国の法令を公に利用可能なものとすること、自国の手続を公に利用可能なものとするよう努めること等を規定している。

㈡　オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、中国、インドネシア、日本国、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムの透明性に関する情報を公表するためにこれらの締約国が用いる紙面又は電子的手段について規定している。（附属書一六Ａ関係）

17　一般規定及び例外（第一七章関係）

協定の地理的適用範囲、情報の開示、一般的例外、安全保障のための例外、租税に係る課税措置、国際収支の擁護のための措置等について規定している。

18　制度に関する規定（第一八章関係）

㈠　ＲＣＥＰ閣僚会合及び合同委員会の設置等について規定している。

㈡　ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関の任務について規定している。（附属書一八Ａ関係）

19　紛争解決（第一九章関係）

協定の下で生ずる締約国間の紛争の解決のための規則及び手続等について規定している。

20　最終規定（第二〇章関係）

協定の改正、寄託者、効力発生、脱退、加入等について規定している。

21　附属書

㈠　各締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等について規定している。（附属書Ⅰ関係）

㈡　締約国がサービスの貿易について行う特定の約束について規定している。（附属書Ⅱ関係）

㈢　サービスの貿易又は投資についての内国民待遇、最恵国待遇等の義務に適合しない各締約国の現行の措置及び現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる分野等について規定している。（附属書Ⅲ関係）

㈣　各締約国が自然人の一時的な移動に関して行う特定の約束について規定している。（附属書Ⅳ関係）

条約

地域的な包括的経済連携協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

条約第七号

地域的な包括的経済連携協定

目次

前文
第一章　冒頭の規定及び一般的定義
第二章　物品の貿易
第三章　原産地規則
附属書三Ａ（品目別規則）
附属書三Ｂ（必要的記載事項）
第四章　税関手続及び貿易円滑化
附属書四Ａ（約束の実施のための期間）
第五章　衛生植物検疫措置
第六章　任意規格、強制規格及び適合性評価手続
第七章　貿易上の救済
附属書七Ａ（ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行）
第八章　サービスの貿易
附属書八Ａ（金融サービス）
附属書八Ｂ（電気通信サービス）
附属書八Ｃ（自由職業サービス）
第九章　自然人の一時的な移動
第十章　投資
附属書十Ａ（国際慣習法）
附属書十Ｂ（収用）
第十一章　知的財産
附属書十一Ａ（締約国別の経過期間）
附属書十一Ｂ（技術援助に係る要請の一覧）
第十二章　電子商取引
第十三章　競争
附属書十三Ａ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のブルネイ・ダルサラーム国についての適用）
附属書十三Ｂ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のカンボジアについての適用）
附属書十三Ｃ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のラオスについての適用）
附属書十三Ｄ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のミャンマーについての適用）